

H A C C P 対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業交付要綱

2 4 水 漁 第 1 6 7 9 号

平 成 2 5 年 2 月 2 6 日

農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

最 終 改 正 平 成 2 5 年 4 月 1 日 2 4 水 漁 第 1 9 7 9 号

(通則)

第 1 H A C C P 対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業費（以下「補助金」という。）の交付については、H A C C P 対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業実施要綱（平成25年2月26日付け24水漁第1678号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 補助金は、輸出拡大を目指す水産加工・流通業者が行う輸出先国のH A C C P 基準等を満たすための施設の改修整備を進めることにより、水産物の輸出を拡大することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第 3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、事業協同組合、水産物卸売業者及び水産加工業を営む者（以下「補助事業者」という。）が行うH A C C P 対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費は工事費、実施設計費及び工事雑費とし、補助率は1 / 2以内とする。

(申請手続)

第 4 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条の規定に基づき、別記様式第1号による交付申請書正副2部を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以

下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条の規定による申請書の提出期限は、水産庁長官が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6 大臣は、第4第1項の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に補助金交付決定の通知を行うものとする。

(申請の取下げ)

第7 補助事業者は、適正化法第9条第1項及び交付規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第8 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、交付規則第3条第1号の規定に基づき、別記様式第2号による変更等承認申請書正副2部を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第9に定める軽微な変更を除く。
2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(軽微な変更)

第9 交付規則第3条第1号イ及びロに規定する大臣が定める軽微な変更は、次に定める重要な変更以外の変更とする。
(1) 国庫補助金の増
(2) HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業の全部又は一部の取組の中止又は廃止

(事業遅延の届出)

第10 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規則第3条第2号の規定に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11 適正化法第12条の規定に基づく補助事業の遂行状況報告は、補助金の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第3号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに大臣に提出しなければならない。ただし、水産庁長官が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 大臣は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

（実績報告）

第12 補助事業者は、補助事業を完了したときは、交付規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第4号による実績報告書正副2部を大臣に提出しなければならない。

2 第4第2項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4第2項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号による消費税等相当額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、第13第1項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第13 大臣は、第12第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第14 大臣は、第8の補助事業の変更、中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げ

る場合には、第6の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第15 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第16 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、交付規則第5条により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 4 第15第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

- 第17 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付決定額の下限)

第18 交付決定額の下限は、5百万円とする。

別記様式第1号（第4関係）

平成〇〇年度 HACCP対応のための
水産加工・流通施設の改修支援事業交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 〇〇 〇〇 殿

所在地
団体名
代表者名 印

下記のとおり事業を実施したいので、HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業交付要綱（平成25年2月26日付け24水漁第1679号農林水産事務次官依命通知）第4第1項の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画(又は実績)
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費 〔又は補助事業に要 した経費 (A+B)〕	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
HACCP対応のための 水産加工・流通施設の 改修支援事業 工事費 実施設計費	円	円	円	

工事雑費				
合 計				

(注) 1 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(注) 2 「〇〇〇〇」には、改修箇所の名称を記載すること。

4 事業の完了予定年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
HACCP対応のための 水産加工・流通施設の 改修支援事業 工事費 実施設計費 工事雑費	円	円	円	円	
合 計					

(注) 必要に応じて資料を添付すること。

別記様式第2号（第8関係）

平成〇〇年度 HACCP対応のための
水産加工・流通施設の改修支援事業変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 〇〇 〇〇 殿

所在地
団体名
代表者
印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業交付要綱（平成25年2月26日付け24水漁第1679号農林水産事務次官依命通知）第8の規定に基づき、申請する。

記（注2）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第3号（第11第1項関係）

平成〇〇年度 HACCP対応のための
水産加工・流通施設の改修支援事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 〇〇 〇〇 殿

所在地
団体名
代表者
印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあったHACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業について、HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業交付要綱（平成25年2月26日付け24水漁第1679号農林水産事務次官依命通知）第11第1項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
HACCP対応のための 水産加工・流通施設の 改修支援事業 工事費 実施設計費 工事雑費	円	円	%	円		

（注）「事業費」の欄には、施設改修工事等の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第4号（第12第1項関係）

平成〇〇年度 HACCP対応のための
水産加工・流通施設の改修支援事業実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 〇〇 〇〇 殿
官署支出官 水産庁長官 〇〇 〇〇 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者
印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあったHACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業交付要綱（平成25年2月26日付け24水漁第1679号農林水産事務次官依命通知）第12第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

また、併せて精算額として、HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業〇〇〇円の交付を請求する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
2 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第5号（第12第3項関係）

平成〇〇年度 HACCP対応のための水産加工・流通施設の
改修支援事業の仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 〇〇 〇〇 殿

所在地
団体名
代表者
印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあったHACCP対応の
ための水産加工・流通施設の改修支援事業について、HACCP対応のための水産加工・
流通施設の改修支援事業交付要綱（平成25年2月26日付け24水漁第1679号農林水産事務次
官依命通知）第12第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の補助金（又は交付金）の額の確定額
（平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を
添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
・付表「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認で
きる資料も併せて提出すること）
・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規
定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を
記載

（
）

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

()

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第6号（第17第3項関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事業実施年度		平成 年度		HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業						
取得財産の内容			負担区分			処分制限期間		処分状況		摘要
財産名	取得年月日	取得金額	国庫	事業実施主体	その他	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
		円	円	円	円					
合計										

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
 5 リース分については記入しない。
 6 交付決定単位で作成すること。